

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう



令和6年7月25日 第182号
一 発 行 一
五 所 川 原 市
民生部国保年金課
〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1
TEL 35-2111(番代)
内線2348・2350・2353・2358・2359

国保税の納付が困難な方は、
収納課に相談を！
収 納 課 35-2111
(内線 2275～2278)

被保険者証は7月31日までに「特定記録」で配達される予定です

配達の際、ご自宅に不在でも郵便受箱に配達しますが、期日を過ぎても保険証が届かない場合は、国保年金課までご連絡ください。



被保険者証がお手元に届いたら

1 記載内容に誤りがないか必ず確かめてください。

- (有効期限、記号、番号、住所、氏名、性別、生年月日、世帯主氏名など)
- 令和6年8月2日から令和7年7月31日までに75歳となる方は「後期高齢者医療制度」に新たに参加するため、誕生日の前日が有効期限として記載されています。
- 令和6年8月2日から令和7年7月31日までに70歳となる方は、被保険者証兼高齢受給者証が交付されるため、誕生月の末日(ただし、1日が誕生日の方は前月の末日)が有効期限として記載されています。

2 新しい被保険者証は8月1日から、古い被保険者証は7月31日まで使います。

8月1日を過ぎたら、古い被保険者証は各自破棄してください。

青森県国民健康保険被保険者証 兼 高齢受給者証		有 効 期 限
記 号	番 号	
住 所		高齢受給者の負担割合は こちらに印字されます
氏 名	性 別	
生 年 月 日	一 部 負 担 金 の 割 合	2割
適 用 開 始 年 月 日		
交 付 年 月 日		
発 効 期 日		70歳から74歳の方に のみ印字されます
世 帯 主 氏 名		
保 険 者 番 号		
交 付 者 名		

【表面】

注 意 事 項
保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、この証を渡してください。
備 考
※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。 記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
1.私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2.私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3.私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
〔特記欄〕 署名年月日： 年 月 日 本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

【裏面】

遠く 被保険者証は、施設に直接送付します。

施設へ住所を移している方の被保険者証については、施設に直接送付しますので、申請は必要ありません。

学 被保険者証は親元に送付されます。

在学証明書で申請を行った場合は自動更新となり、親元の被保険者証と一緒に送付されます。ただし、今年度未申請の場合は自動更新となりませんので、手続きを行ってください。

更新後の学 被保険者証は、有効期間が令和7年3月31日までとなります。

4月以降も学被保険者証の交付を希望する場合は、新年度に入ってから継続の申請をする必要があります。

お問い合わせ先

●国保年金課 35-2111 (内線2348～2350・2353・2358・2359)

国保に入るときとやめるときは必ず手続きをしましょう！

加入の届け出が遅れると

- 保険税は、加入の届け出をした月から納付するのではなく、資格を取得した月までさかのぼって納付することとなりますので、保険税額が多額となる場合もあります。
- 国保被保険者証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

やめる届け出が遅れると

- 他の保険証があるのに、国保の保険証で医療機関を受診された場合、国保が負担した医療費(総医療費の7～8割)は、あとで返していただくことになります。
 - 他の健康保険等に参加したとき、国保をやめる届け出をしないと、保険税と保険料を二重に支払ってしまうことになります。
- ※勤務先の会社等では国保をやめる届け出は行いません。

国民健康保険税に滞納がある世帯は、郵送更新されません

平成31年度、令和2、3、4、5年度のいずれかに滞納がある場合は、納付相談後に「短期被保険者証」又は「被保険者資格証明書」が交付されます。

短期被保険者証

一般の被保険者証と同様に使用できますが、有効期間が3カ月となります。

※ただし、高校生以下の国保被保険者には、有効期間が6カ月以上の短期被保険者証を交付します。

更新ごとに納付相談が行われ、国民健康保険税の納付を求められることになります。また、原則限度額適用認定証の交付を受けることができません。

短期被保険者証該当世帯	被保険者証の有効期間	有効期限
平成31年度～令和5年度の保険税を滞納している世帯	3ヶ月	10月、1月末

被保険者資格証明書

現在、「短期被保険者証」を交付されている世帯で、以下に該当する世帯には、令和6年8月から「被保険者資格証明書」を交付することとなります。

- ①納付相談等で取り決めた納付内容を誠実に履行しない世帯
- ②令和5年8月以降、国民健康保険税の納付相談に応じない世帯

※ただし、高校生以下の国保被保険者には、有効期間が6カ月の短期被保険者証を交付します。

医療機関を受診した際、一旦医療費の全額を支払う必要があります。

後日、申請により、医療費の7割～8割について給付を受けることになりますが、その都度国民健康保険税の納付を求められることになります。



有効期限：令和6年7月31日の限度額適用認定証をお持ちの方

8月以降も限度額適用認定証の交付を希望する方は、申請が必要です。
8月1日(木)以降に国保年金課⑮、⑯番窓口又は各総合支所窓口係までお越しください。

※8月1日は窓口が大変混雑します。時間に余裕を持ってお越しくださるようお願いいたします。
また、8月1日の申請でなくても、8月中の申請であれば8月1日から適用のものをお渡しできます。

申請に必要なもの

- 治療を受けている方の被保険者証
- 世帯主と治療を受けている方のマイナンバーのわかるもの
- 窓口に来る方の顔写真付きの本人確認書類
- 別世帯の方が窓口に来る場合、その方と治療を受けている方それぞれの印鑑

⚠️ **ご注意ください!**

(令和6年4月時点)

今年12月2日から現行の保険証は 発行されなくなります

※令和6年12月1日までに発行された保険証は令和7年7月31日まで有効です

とっても
カンタン!

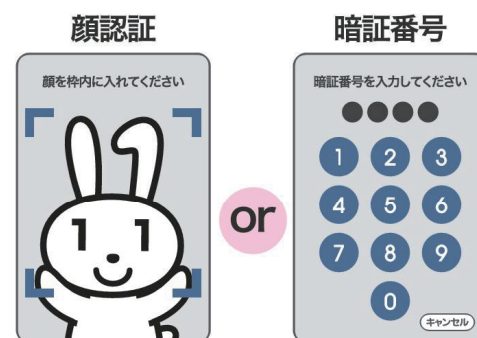
医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1 受付



2 本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を 利用いたします	(40歳以上対象) 過去の情報を 利用いたします
過去の手術以外の診療・お薬情報を 当機関に提供することに同意し ますか。 この情報はあなたの診療や健康管 理のために使います。	過去の健康情報を当機関に提供す ることに同意しますか。 この情報はあなたの診療や健康管 理のために使います。
同意しない	同意しない・40歳未満
同意する	同意する

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



マイナンバーカードを保険証として利用するための
登録がまだの方は、以下の2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円
節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の
状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を
超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有して
いない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくこと
なく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。